

外国特許トピックス

2015年12月

特許業務法人 志賀国際特許事務所
(外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

欧州特許情報・モルドバへの欧州特許の効果拡張 他

1. モルドバへの欧州特許の効果拡張

欧州特許の枠組において欧州特許の効果拡張が得られる“欧州特許の認証（有効化）に関する協定”（Validation agreement）が欧州特許機構とモルドバ政府間で2015年11月1日付で発効しました。バルカン半島の東北部に位置するモルドバはルーマニア、ウクライナと国境を接する内陸国で、1991年にモルドバ共和国として独立する前は旧ソビエト連邦を構成する自治共和国であり、旧ソビエト連邦崩壊後は、ロシアやアルメニアなど他のソビエト連邦国家（CIS 諸国）と共に広域特許条約であるユーラシア特許条約（1995年8月12日発効）に加盟していました。しかし、モルドバは民族的にルーマニア系のモルドバ人が人口の8割弱を占め、ルーマニアとの統合を求める勢力も存在する程に欧州に対する親和性が高いこともあり、欧州型の知財制度構築のための種々の施策を取り入れながら、2011年10月26日にユーラシア特許条約からの脱退を宣言したのち、2012年4月26日付で同条約を脱退、翌2013年10月16日付で欧州特許庁と“欧州特許の認証（有効化）に関する協定”（Validation agreement）に関する合意文書に署名というプロセスを経て今回の協定発効に至ったものです。協定発効を伝えるプレスリリースでパティステリ欧州特許庁長官は、「本協定によりモルドバにおける特許保護が容易に獲得できることになる。これは、欧州の企業にとって新たなビジネスチャンスが広がることとなり、ひいては国家の進展に資することになる。同時に、特許保護の獲得が容易になしうる本協定は、欧州全体の経済のための欧州特許制度の確かな魅力を示すものである」旨をコメントしています。なお、上記の認証（有効化）の具体的な手続としては、通常出願の場合は欧州サーチレポートの公開通知から6ヶ月以内に、当該案件がPCT出願の域内移行段階の場合は域内移行期限内に、認証庁費用200ユーロの支払と共に欧州特許庁への申請が必要となります。なお、上記期間の経過後でも2ヶ月のグレースペリオド内であれば50%の割増費用を支払うことにより申請が可能です。また、欧州特許が許可となった後はモルドバ知的財産庁に対する国内手続として、所定の庁料金の支払とモルドバ語/ルーマニア語による明細書、クレーム全文の翻訳文の提出が必要となります。本協定の発効により欧州特許の効果及ぶ国は締約国38ヶ国に加え、拡張協定国2ヶ国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ）、認証協定国2ヶ国（モロッコ、モルドバ）の全42ヶ国となりました（注：2014年7月3日に認証協定の合意文書に署名したチュニジアについては未だ発効していません）。

2. 欧州単一特許の枠組の新たな進展 - イタリアが単一特許の枠組に正式に参加

欧州連合（EU-現加盟国28ヶ国）の枠内で構築される欧州単一特許（Unitary Patent）の枠組において大きな進展がありました。これまで、参加に難色を示していた欧州第4位の経済規模を有するイタリアが2015年9月30日付で単一特許の枠組に正式に参加することが欧州委員会より発表されました。イタリアは当初より英語、ドイツ語、フランス語を公定言語の柱とする単一特許の在り方を問題としており、2013年1月20日にイタリア、スペインを除く当時の加盟国25ヶ国の参加により発効した単一特許規則、翻訳言語規則からなる単一特許の枠組への参加を見合わせていました。また、イタリア、スペインは単一特許の枠組創設を承認した欧州理事会の決定の無効を求めて欧州連合司法裁判所に提訴に及びましたが2013年4月に訴えは棄却されました。判決以後イタリアは方針を変更し、この度の正式参加となったもので、これで単一特許はスペインとクロアチアを除く26の加盟国が参加する制度となりました。ただし、単一特許の枠組は特許紛争を一元的に取扱う統一特許裁判所（UPC）協定とパッケージになっており、英国、ドイツ、フランスを含む13ヶ国がUPC協定を批准することで施行されることになっています。現時点での批准国は、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガルの8ヶ国となっています。欧州委員会は2016年末までの発効を目指して各国に対して速やかに協定の批准をするよう呼びかけるとしています。 以上